

## 随意契約理由書

件名	三宮駅可動式ホーム柵保守管理業務	
契約の相手方	日本信号株式会社 大阪支社	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>本業務は、市営地下鉄 西神山手線三宮駅に設置されている、可動式ホーム柵等の定期的な保守点検等を行う管理業務である。</p> <p>可動式ホーム柵は駅舎ホーム部分に設置されており、動作不良が列車遅延や運送障害やその他事故につながるため、定期的な保守・点検等により、機器性能及び安全性を確認し確実な動作を確保する必要がある。</p> <p>そのためには、製造メーカーだけが持つ技術的なデータを元にした安全で確実な保守管理が必要で、それは他のメーカーでは不可能である。</p> <p>よって、責任の所在を明確にし、長期に渡って機器故障などのリスクを減らし、確実な動作を確保するために製造メーカーである上記業者と随意契約を行う。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 施設課 設備係	(電話番号 984-0181)